

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構協定研究規程

(目的)

第1条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が行う試験及び研究並びに調査（以下「研究等」という。）の効果的かつ効率的な推進を図るため、国の試験研究機関、他の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体の試験研究機関、地方独立行政法人、大学又は民間等（以下「他の機関」という。）と、連携及び協力して実施する研究等（以下「協定研究」という。）については、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構共同研究実施規程（13規程第33号。以下「共同研究規程」という。）に定める共同研究による場合を除き、この規程の定めるところによる。

(研究協定書の締結)

第2条 所等（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構組織規程（13規程第2号。以下「組織規程」という。）第4条に規定する本部及び同規程第425条第1項に規定する研究所等をいう。以下同じ。）において、他の機関と協定研究を実施しようとするときは、当該研究業務を所掌する研究領域長（研究領域長が置かれていない所等にあつては部長、動物衛生研究所インフルエンザ・プリオン病研究センター及び動物疾病対策センター並びに東北農業研究センター農業放射線研究センターにあつてはセンター長。以下「研究領域長等」という。）は、協定研究を実施することについて所等の長（本部にあつては、総合企画調整部長。以下同じ。）の承認を得た上で、当該他の機関と事前に協議するものとする。

2 研究領域長等は、前項の協議の結果、協定研究を実施する場合には、協定研究の名称、それぞれが担当する研究課題名、協定研究の期間、協定研究に係る経費の負担方法その他必要な事項を記載した別紙様式による協定書（以下「研究協定書」という。）を当該他の機関との間で取り交わすものとする。ただし、所等の長又は研究領域長等が必要と認める場合には、本部にあつては室長又はチーム長、本部以外の所等にあつては支所等（組織規程第431条第1項に規定する支所等をいう。）の長に当該研究協定書の取り交わしを行わせることができる。

(協定研究に係る経費の負担の特例)

第3条 研究領域長等（前条第2項ただし書の場合にあつては、協定研究書の取り交わしを行わせる者）は、必要があると認める場合には、所等の長の承認を得た上で、相手方に直接支払う方法以外の方法で当該他の機関が負担すべき経費の一部又は全部を負担することができる。

(研究機構内における協定研究)

第4条 所等の長は、必要があると認める場合には、業務勘定（独立行政法人農業・食品

産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第15条の規定に基づき同条各号に掲げる業務ごとに設けられた勘定をいう。）の異なる他の所等との間で実施する協定研究について、前2条の規定を準用してこれを実施することができる。この場合において、前2条中「他の機関」とあるのは「他の所等」と読み替えるものとする。

（報告）

第5条 所等の長は、第2条又は前条の規定により協定研究書の取り交わしを行った場合には、協定研究の期間の開始が毎年4月から9月まで及び10月から翌年3月までの区分による期間ごとに、当該期間の終了した月の翌月末日までに、当該研究協定書の写しを理事長に提出するものとする。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、協定研究の実施に関し必要な事項については、他の機関と協議の上、研究協定書をもって別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第53-1号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規程第53-2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第53-3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23.4.1 規程第53-4号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24.4.1 規程第53-5号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25.3.29 規程第53-6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

研究協定書（例）

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構〇〇研究所（以下「甲」という。）と独立行政法人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲と乙とが実施する協定研究について、次のとおり協定を締結する。

第1 協定研究名

〇〇の□□□に関する研究

（注：中期計画の課題名又は研究内容を示す具体的な課題名を書く。）

第2 それぞれが担当する研究課題名、研究内容及び実施方法

（注：具体的な研究課題名、研究内容、分担、実施場所等を書く。）

第3 協定研究の担当者の所属及び氏名

甲 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構〇〇研究所

〇〇研究領域 〇〇〇〇

乙 独立行政法人△△△△研究所△△研究部△△研究室 △△△△

（注：代表者だけでなく、協定研究に参加するすべての者（農研機構特別研究員、契約研究員、依頼研究員、技術講習生等を含む。）を列記する。）

第4 協定研究の期間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日

（注：複数年度にわたることも可とする。）

第5 協定研究に係る経費の負担方法

甲及び乙は、それぞれが担当する研究課題の実施に要する経費をそれぞれ負担するものとする。

（注：第3条の規定により他の機関の経費の一部又は全部を負担する場合には、その負担方法等適宜記載の内容を変更すること。（例：オープンラボの使用料等費用徴収を定めた規定等にかかわらず、経費を負担させないこととする場合「甲は、乙が〇〇研究所共同利用施設を利用する場合には、前項の規定にかかわらず、〇〇研究所共同利用施設利用要領に定める費用は徴収しない。」等）

第6 協定研究に係る担当者の派遣等の取扱い

1 甲及び乙は、協定研究を実施するに際して、必要に応じ、所属の担当者を相手方に派

遣することができる。この場合において、派遣された担当者は、第5の規定により費用を徴収することとされているものを除き、無償で、当該研究を実施する上で必要な相手方の施設、設備、機械又は器具等（以下「施設等」という。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により派遣された担当者は、それぞれ相手方が定める諸規程を遵守するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定により派遣した担当者が故意又は重大な過失によって相手方の施設等に損害を与えたときは、相手方に対して損害を賠償しなければならない。

※ 研究上の必要性から機械又は器具等を相手方の場所に持ち込む場合の記載については、次の例によること。なお、機械又は器具等の持込みに当たっては、その管理等について相手方と十分な打合わせを行うこと。

（第6） 協定研究に係る担当者の派遣等の取扱い

- 1 甲及び乙は、協定研究を実施するに際して、必要に応じ、所属の担当者を相手方に派遣することができる。この場合において、派遣された担当者は、第5の規定により費用を徴収することとされているものを除き、無償で、当該研究を実施する上で必要な相手方の施設、設備、機械又は器具等（以下「施設等」という。）を使用することができる。
- 2 前項の規定により派遣された担当者は、それぞれ相手方が定める諸規程を遵守するものとする。
- 3 甲及び乙は、協定研究を実施するに際して、相手方の施設に機械又は機器等（以下「機械等」という。）を持ち込む必要がある場合には、事前に相手方の了承を得て、機械等を持ち込むことができる。この場合において、相手方の協定研究に係る担当者は、善良な管理者の注意下にこれを無償で使用することができる。
- 4 甲及び乙は、第1項の規定により派遣した担当者が故意又は重大な過失によって相手方の施設等に損害を与えたとき、又は前項後段の規定により持ち込まれた機械等を使用する担当者が故意又は重大な過失によって当該機械等に損害を与えたときは、相手方に対して損害を賠償しなければならない。

第7 知的財産権に至る可能性のある研究成果を得た場合の取扱い

- 1 甲又は乙は、甲及び乙の担当者が本協定研究において、知的財産権に至る可能性のある研究成果を得た場合には、共同研究契約の締結等について相手方と速やかに協議するものとする。
- 2 乙は、共有に係る知的財産権を実施しようとするときは、甲に対し、別に定める実施料を支払わなければならない。

（注：その他必要な事項があれば、これらに加えて記載すること。）

第8 知的財産権に至る可能性のない研究成果の取扱い

- 1 甲及び乙の担当者が本協定研究において得た知的財産権に至る可能性のない研究成果については、それぞれ甲及び乙に帰属するものとする。

- 2 甲及び乙の担当者が本協定研究において共同して得た知的財産権に至る可能性のない研究成果については、甲乙協議の上、その帰属を決定するものとする。

第9 研究成果の公表等

甲及び乙は、本協定研究の実施中において、本協定研究に係る研究成果を公表しようとするときは、相手方に事前に協議しなければならない。

第10 その他

- 1 本協定研究は、第7の第1項に規定する協議の結果に基づき、共同研究契約が締結された場合においては、当該契約の締結の日の前日をもって終了するものとする。
- 2 甲及び乙は、本研究協定書の内容を変更しようとするとき、又はやむを得ない事由により本協定研究の継続が困難となったときは、協議の上、本研究協定書の内容を変更し、又は本協定研究を中止することができる。
- 3 甲及び乙は、本研究協定書に定めのない事項がある場合又は本研究協定書に関して疑義がある場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(注：他に協定する事項がある場合は、上記に追加する。)

上記協定の証として、本研究協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(注：下記に署名する者の数に応じて、上記の数字を変更する。)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

〇〇研究所〇〇研究領域長 〇 〇 〇 〇 印

独立行政法人△△△△研究所

△ △ △ △ 長 〇 〇 〇 〇 印